

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- 規則 福島県事務委任規則の一部を改正する規則 五
- 訓令 福島県行政組織規則の一部を改正する規則 五
- 訓令 職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令 五
- 訓令 福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令 六
- 訓令 標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令 七

規則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則及び福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第二十九号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これに加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>（地方振興局長への委任）</p> <p>第三条 次に掲げる事務は、福島県地方振興局長に委任する。ただし、第十号に掲げる事務は福島県北地方振興局長について、第二十四号(41)及び(42)に掲げる事務は福島県いわき地方振興局長について、第四十三号に掲げる事務は福島県北地方振興局長、福島県南地方振興局長、福島県南会津地方振興局長、福島県相双地方振興局長及び福島県いわき地方振興局長については、この限りではない。</p> <p>一、二十三（略）</p> <p>二十四 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の施行に関する次に掲げること。</p> <p>(1) (26)（略）</p> <p>(27) 第十八条の十五第六項の規定による報告の受理</p> <p>(28) 第十八条の十七第一項及び第二項の規定による届出の受理</p> <p>(29) 第十八条の十八第一項及び第二項の規定による計画の変更の命令</p> <p>(30) 第十八条の二十一の規定による作業基準遵守等の命令</p> <p>(31) 第十八条の二十八第一項の規定による届出の受理</p> <p>(32) 第十八条の二十九第一項の規定による届出の受理</p> <p>(33) 第十八条の三十第一項の規定による届出の受理</p> <p>(34) 第十八条の三十一の規定による計画変更等の命令</p> <p>(35) 第十八条の三十四第一項の規定による計画変更等の命令</p>	<p>（地方振興局長への委任）</p> <p>第三条 次に掲げる事務は、福島県地方振興局長に委任する。ただし、第十号に掲げる事務は福島県北地方振興局長について、第二十四号(40)及び(41)に掲げる事務は福島県いわき地方振興局長について、第四十三号に掲げる事務は福島県北地方振興局長、福島県南地方振興局長、福島県南会津地方振興局長、福島県相双地方振興局長及び福島県いわき地方振興局長については、この限りではない。</p> <p>一、二十三（略）</p> <p>二十四 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の施行に関する次に掲げること。</p> <p>(1) (26)（略）</p> <p>(新設)</p> <p>(27) 第十八条の十五第一項及び第二項の規定による届出の受理</p> <p>(28) 第十八条の十六の規定による計画の変更の命令</p> <p>(29) 第十八条の十九の規定による作業基準遵守等の命令</p> <p>(30) 第十八条の二十三第一項の規定による届出の受理</p> <p>(31) 第十八条の二十四第一項の規定による届出の受理</p> <p>(32) 第十八条の二十五第一項の規定による届出の受理</p> <p>(33) 第十八条の二十六の規定による計画変更等の命令</p> <p>(34) 第十八条の二十九第一項の規定による計画変更等の命令</p>

定による改善等の勧告
 (36) 第十八条の三十四第二項の規定による改善等の命令
 (37) 第十八条の三十六第一項で用する第十条第二項の規定による期間の短縮
 (38) 第十八条の三十六第二項で用する第十一条の規定による届出の受理及び第十二条第三項の規定による届出の受理
 (39) (略)
 (40) (略)
 (41) (略)
 (42) (略)
 (43) (略)
 (44) (略)
 (45) (略)
 二十五 (略)
 二十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の施行に関する次に掲げること。
 (117)(1) (略)
 (116) (略)
 第十九条の十一第一項の規定による措置命令
 (118) 第十九条の十二第一項の規定による台帳の調製及び保管
 (119) 第十九条の十二第三項の規定による台帳又はその写しの閲覧
 (120) (略)
 (123) (略)
 二十七 (略)
 四十九 (略)
 2 (略)
 第四条(第五條) (略)
 第六条(保健所長への委任) 次に掲げる事務は、福島県保

定による改善等の勧告
 (35) 第十八条の二十九第二項の規定による改善等の命令
 (36) 第十八条の三十一第一項で用する第十条第二項の規定による期間の短縮
 (37) 第十八条の三十一第二項で用する第十一条の規定による届出の受理及び第十二条第三項の規定による届出の受理
 (38) (略)
 (39) (略)
 (40) (略)
 (41) (略)
 (42) (略)
 (43) (略)
 (44) (略)
 二十五 (略)
 二十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の施行に関する次に掲げること。
 (117)(1) (略)
 (116) (略)
 第十九条の十第一項の規定による措置命令
 (118) 第十九条の十一第一項の規定による台帳の調製及び保管
 (119) 第十九条の十一第三項の規定による台帳又はその写しの閲覧
 (120) (略)
 (123) (略)
 二十七 (略)
 四十九 (略)
 2 (略)
 第四条(第五條) (略)
 第六条(保健所長への委任) 次に掲げる事務は、福島県保

健所長に委任する。ただし、と畜場(と畜場法(昭和二十八年法律第十四号)第三条第一項の規定により許可を受けて設置されたと畜場をいう。以下同じ。)において食用に供する目的でとさつ又は解体された獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう。)のうち当該と畜場外へ搬出されていないものに関しての第三号(2)及び(8)に掲げる事務(同号(8)に規定する許可の取消し並びに営業の禁止及び停止を除く。)並びに第十六号(3)に掲げる事務、同号(5)に掲げる事務(と畜場の区域に係る措置に限る。)及び同号(6)に掲げる事務は、福島県北保健所長については、この限りでない。
 一(二) (略)
 三 食品衛生法(昭和二十二年法律第二十三号)の施行に関する次に掲げること。
 (1) 第八条第一項の規定による届出の受理
 (2) (略)
 (3) (略)
 (4) 第五十五条第一項の規定による営業の許可
 (5) 第五十六条第二項の規定による届出の受理
 (6) 第五十七条第一項の規定による届出の受理
 (7) 第五十八条第一項の規定による届出の受理
 (8) 第五十九条の規定による食品等の廃棄等の命令
 (9) 第六十条第一項の規定による許可の取消し並びに営業の禁止及び停止
 (10) 第六十一条の規定による整備

健所長に委任する。ただし、と畜場(と畜場法(昭和二十八年法律第十四号)第三条第一項の規定により許可を受けて設置されたと畜場をいう。以下同じ。)において食用に供する目的でとさつ又は解体された獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう。)のうち当該と畜場外へ搬出されていないものに関しての第三号(1)及び(5)に掲げる事務(同号(5)に規定する許可の取消し並びに営業の禁止及び停止を除く。)並びに第十九号(3)に掲げる事務、同号(5)に掲げる事務(と畜場の区域に係る措置に限る。)及び同号(6)に掲げる事務は、福島県北保健所長については、この限りでない。
 一(二) (略)
 三 食品衛生法(昭和二十二年法律第二十三号)の施行に関する次に掲げること。
 (新設)
 (1) (略)
 (2) (略)
 (3) 第五十二条第一項の規定による営業の許可
 (4) 第五十三条第二項の規定による届出の受理
 (新設)
 (5) 第五十四条の規定による食品等の廃棄等の命令
 (6) 第五十五条第一項の規定による許可の取消し並びに営業の禁止及び停止
 (7) 第五十六条の規定による整備

改善命令、許可の取消し並びに
 営業の禁止及び停止
 四〇二十五（略）
 二〇六 削除

二〇七 食品表示法（平成二十五年
 法律第七十号）の施行に関する次
 に掲げること。
 (1) (3)（略）
 (4) 第十条の二の規定による届出
 の受理
 (5)（略）
 (6)（略）
 二〇八 農林水産物及び食品の輸出
 の促進に関する法律（令和元年法
 律第五十七号。以下「輸出促進法」
 という。）の施行に関する次に掲
 げること（知事が別に定めるもの
 に限る。）。
 (1) 第十五条第二項の規定による
 輸出証明書の発行
 (2) 第十七条第四項の規定による
 定期的な適合施設の確認

改善命令、許可の取消し並びに
 営業の禁止及び停止
 四〇二十五（略）
 二〇六 福島県魚介類行商取締条例
 （昭和四十三年福島県条例第三十
 五号）の施行に関する次に掲げる
 こと。
 (1) 第三条第三項の規定による登
 録
 (2) 第四条の規定による登録票の
 交付
 (3) 第五条第二項で準用する第三
 条第三項の規定による登録
 (4) 第五条第二項で準用する第四
 条の規定による登録票の交付
 (5) 第六条の規定による登録票の
 再交付
 (6) 第九条の規定による登録票の
 受理
 (7) 第十条の規定による登録の取
 消し及び行商の停止

二〇七 食品表示法（平成二十五年
 法律第七十号）の施行に関する次
 に掲げること。
 (1) (3)（略）
 (新設)
 (4)（略）
 (5)（略）
 (新設)

(3) 第十七条第五項の規定による
 適合施設への改善要求
 (4) 第三十八条第二項の規定によ
 る報告徴収、立入調査、質問等
 (5) 第三十八条第五項の規定によ
 る輸出証明書の発行の取消し

第七条（略）

第八条（略）

（食肉衛生検査所長への委任）
 一 食品衛生法の施行に関する次に
 掲げること（と畜場において食用
 に供する目的でとさつ又は解体さ
 れた獣畜（牛、馬、豚、めん羊及
 び山羊をいう。）のうち当該と畜
 場外へ搬出されていない獣畜及び
 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検
 査に関する法律（平成二年法律第
 七十号。以下「食鳥処理法」とい
 う。）第三条の許可に係る食鳥処
 理場においてとさつ、脱羽又は内
 臓摘出された食鳥（鶏、あひる及
 び七面鳥をいう。以下この号にお
 いて同じ。）のうち当該食鳥処理
 場外へ搬出されていない食鳥に係
 る事務に限る。）。
 (1)（略）
 (2) 第五十九条の規定による食品
 等の廃棄等の命令
 二〇三（略）
 四 輸出促進法の施行に関する次に
 掲げること（知事が別に定めるも
 のに限る。）。
 (1) 第十五条第二項の規定による
 輸出証明書の発行
 (2) 第十七条第四項の規定による
 定期的な適合施設の確認
 (3) 第十七条第五項の規定による

第七条（略）

第八条（略）

（食肉衛生検査所長への委任）
 一 食品衛生法の施行に関する次に
 掲げること（と畜場において食用
 に供する目的でとさつ又は解体さ
 れた獣畜（牛、馬、豚、めん羊及
 び山羊をいう。）のうち当該と畜
 場外へ搬出されていない獣畜及び
 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検
 査に関する法律（平成二年法律第
 七十号。以下「食鳥処理法」とい
 う。）第三条の許可に係る食鳥処
 理場においてとさつ、脱羽又は内
 臓摘出された食鳥（鶏、あひる及
 び七面鳥をいう。以下この号にお
 いて同じ。）のうち当該食鳥処理
 場外へ搬出されていない食鳥に係
 る事務に限る。）。
 (1)（略）
 (2) 第五十四条の規定による食品
 等の廃棄等の命令
 二〇三（略）
 (新設)

適合施設への改善要求
 (4) 第三十八条第二項の規定による報告徴収、立入調査、質問等
 (5) 第三十八条第五項の規定による輸出証明書発行の取消し

第九条～第十条 (略)

(農林事務所長への委任)
 第十一条 次に掲げる事務は、福島県農林事務所長に委任する。

一 (略)

二 (略)
 三 (略)
 四 (略)
 五 (略)
 六 (略)
 七 (略)
 八 (略)
 九 (略)
 二 (略)
 三 (略)

第十二条～第十四条 (略)

(建設事務所長への委任)
 第十五条 (略)

一～三十九 (略)
 四十 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年

第九条～第十条 (略)

(農林事務所長への委任)
 第十一条 次に掲げる事務は、福島県農林事務所長に委任する。

一 (略)

二 農業災害補償法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十四号) 附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号) 第四百条の三第二項に規定する共済関係を成立させないことを相当とする事由の存する旨の認定

三 (略)
 四 (略)
 五 (略)
 六 (略)
 七 (略)
 八 (略)
 九 (略)
 十 (略)
 二 (略)
 三 (略)

第十二条～第十四条 (略)

(建設事務所長への委任)
 第十五条 (略)

一～三十九 (略)
 四十 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年

年法律第五十三号)の施行に関する次に掲げること。
 (1)～(25) (略)

年法律第五十三号)の施行に関する次に掲げること。
 (1)～(25) (略)

<p>(26) 第三十五条第一項の規定による認定</p> <p>(27) 第三十五条第二項の規定による申出の受理</p> <p>(28) 第三十五条第三項の規定による通知</p> <p>(29) 第三十六条第一項の規定による認定</p> <p>(30) 第三十六条第二項で準用する第三十五条第二項の規定による申出の受理</p> <p>(31) 第三十六条第二項で準用する第三十五条第三項の規定による通知</p> <p>(32) 第三十七条の規定による報告の徴収</p> <p>(33) 第四十一条第二項の規定による認定</p> <p>(34) 第四十三条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>四十一～四十二 (略)</p> <p>二～三 (略)</p> <p>第十六条～第十九条 (略)</p>	<p>(26) 第三十条第一項の規定による認定</p> <p>(27) 第三十条第二項の規定による申出の受理</p> <p>(28) 第三十条第三項の規定による通知</p> <p>(29) 第三十一条第一項の規定による認定</p> <p>(30) 第三十一条第二項で準用する第三十条第二項の規定による申出の受理</p> <p>(31) 第三十一条第二項で準用する第三十条第三項の規定による通知</p> <p>(32) 第三十二条の規定による報告の徴収</p> <p>(33) 第三十六条第二項の規定による認定</p> <p>(34) 第三十八条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>四十一～四十二 (略)</p> <p>二～三 (略)</p> <p>第十六条～第十九条 (略)</p>
--	---

附則
 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第六条に一号を加える改正規定、第八条に一号を加える改正規定及び第十一条第一項の改正規定 公布の日
 二 第六条(同条に一号を加える部分を除く。)及び第八条(同条に一号を加える部分を除く。)の改正規定 令和三年六月一日
 三 第三条第一項第二十四号に(27)を加える改正規定 令和四年四月一日

(行政経営課)

福島県規則第三十号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表企画調整部の項中「情報政策課」を「デジタル変革課」に改め、同表商工労働部の項中「産業創出課」を「産業振興課 次世代産業課」に改め、同条第七項の表産業創出課の項を次のように改める。

次世代産業課

医療関連産業集積推進室

第十一条の表情報統計総室の項中「（情報政策課）」を「（デジタル変革課）」に、

「（情報政策の総合企画及び調整に関する事項）」を「（デジタル変革及び情報政策の総合企画及び調整に関する事項）」に改め、同表避難地域復興局の項第二号中「及び第二十七条の三」を「第二十三条及び第二十七条の三」に改める。

第十四条の表産業振興総室の項中「（産業創出課）」を「（産業振興課）」に改め、同項第八号中「発明考案の奨励」を「知的財産戦略の推進」に改め、第二十一号を第二十三号とし、第二十三号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、

「（ロボット産業推進室）」
「（ロボット産業推進室）」

る施策の推進に関する事項。」を削り、第十一号を第十四号とし、「十 再生可能エネ

「十 福島イノベーションの所掌に属する（次世代産業課）」

ルギー関連産業に係る施策の推進及び総合調整に関する事項。」を

十一 再生可能エネルギー
十二 ロボット産業
十三 航空宇宙産

ション・コースト構想に基づく産業集積に関する事項（次世代産業に係るものを除く。）。

に改める。

ネルギー関連産業に係る施策の推進及び総合調整に関する事項。

業に係る施策の推進に関する事項。
業に係る施策の推進に関する事項。
第十六条の表企画技術総室の項第十三号の次に次の一号を加える。

十四 建設業の振興に関する事項。

第二十三条の二を第二十三条の三とし、第二十三条を第二十三条の二とし、第二十二

条の七の次に次の一条を加える。

（復興推進本部担当課長）

第二十三条 第二十二号から前条に規定するもののほか、企画調整部企画調整総室に復興推進本部担当課長を置き、その職務は、上司の命を受け、東日本大震災からの復興

の推進に係る施策の調整に関する事務その他特に指示された事務を掌理することとする。

第二十四条の表企画調整部情報統計総室総括主幹の項中「情報政策課主幹」を「デジタル変革課主幹」に改める。

別表第一の七の表福島県北農林事務所の項から福島県いわき農林事務所の項までの分掌事務の欄中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第七十八号までを一号ずつ繰り上げ、同表福島県林業研究センターの項中「企画情報部」を「企画

「一 林業に係る公害」
「二 林業に係る放射

画研修部」に、
「二 林業に係る公害」
「二 林業に係る放射

についての試験及び調査研究に関する事項。」「四 林業技術

の教育」を
「四 林業技術の指導

と。」「五 林業についての
「五 林業についての

研修に関する事項。」

「総務課
用地課
道路・橋梁課」

別表第一の八の表福島県相双建設事務所

の項中「総務課」を「総務課」に改める。

別表第二の一の表福島県土地利用審査会の項中「土地・水調整課」を「復興・総合計

画課」に改め、同表中「福島県精神医療協議会」を「福島県精神医療審査会」に改める。

別表第二の二の表福島県個人情報保護審査会の項中「情報政策課」を「デジタル変革

課」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十六条の改正規定、別表第一の七の表の改正規定（同表福島県北農林事務所の項から福島県いわき農林事務所の

項までの分掌事務の欄及び福島県林業研究センターの項（企画情報部に係る部分を除く。）

の改正規定に限る。）及び別表第二の一の表の改正規定については、公布の日から施行

する。（行政経営課）

訓 令

福島県訓令第2号

本庁機関
出先機関

職員の出先及び駐在員の出先等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程（昭和三十八年福島県訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）の規定に基づき警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域（以下「警戒区域等」という。）がその区域内に設定された市町村の帰還及び復興の支援に関する業務に従事する職員のうち

南相馬市原町区本町二丁目 二七番地（南相馬市）	伊達郡川俣町字五百田三〇 番地（川俣町）	双葉郡広野町大字下北迫字 苗代替三五番地（広野町）	双葉郡楡葉町大字北田字鐘 突堂五番地の六（楡葉町）	双葉郡富岡町大字本岡字王 塚六二番地の一（富岡町）	双葉郡川内村大字上川内字 早渡一一番地の二四（川内 村）	双葉郡大熊町大字大川原字 南平一七一七番（大熊町）
----------------------------	-------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------------	------------------------------

を

双葉郡富岡町大字本岡字王 塚六二番地の一（富岡町）	双葉郡大熊町大字大川原字 南平一七一七番（大熊町）
------------------------------	------------------------------

に改め、同表

医療機器関連分野産業の振興及び集積に関する業務に従事する職員のうち、同表離職者等再就職訓練に関する業務に従事する職員の項を削る。

第一号様式中「氏名（記名押印又は署名）」を「氏名」と改め、同様式注2中「ただし、出勤については、押印に代え〇印をもって表示すること。」を削る。

第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県訓令第三号

本庁 機関
出先 機関

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第三号）の一部を次のように改正する。
別表第一の1の表備考9中「うち」の次に「、企画調整部長が定める事項については行政組織規則第23条に規定する復興推進本部担当課長が」を加え、「行政組織規則第23条」を「行政組織規則第23条の2」とし、「行政組織規則第23条の2」を「行政組織規則第23条の3」に改める。

別表第二の6の表産業振興総室の部中「産業界支援」を「産業界振興」に改める。
別表第二の7の表農業支援総室の部農業経済課の項中1の(25)を削り、同項中1の(26)を1の(25)とし、同項中1の(27)から(32)までを1の(26)から(31)までとし、同項中5を削り、6を5とし、7から9までを6から8までとし、同項中10の(1)を削り、同項中1の(2)を1の(1)とし、同項中1の(3)から(7)までを1の(2)から(6)までとし、同項10を9とする。

別表第二の7の表生産流通総室の部水産課の項14の(4)中「(7)から(19)まで」を「(10)から(14)まで」に改め、同項中14の(19)を14の(20)とし、同項中14の(15)から(18)までを14の(16)から(19)までとし、同項14の(14)中「許可」の次に「（内水面に係るものであって、いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡又は相馬郡の区域内に住所を有する者に限る。（16）から(20)において同じ。）」を加え、同項中14の(14)を14の(15)とし、同項中14の(9)から(13)までを14の(10)から(14)までとし、同項中14の(8)の次に次のように加える。

(9) 第17条第2項 の規定による届 出の受理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

別表第二の8の表企画技術総室の部技術管理課建設産業室の項中1の(9)を1の(10)とし、同項中1の(2)から(8)までを1の(3)から(9)までとし、同項中1の(1)の次に次のように加える。

(2) 第17条の2第1項から第3 項及び第17条の3第1項の規 定による認可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

別表第二の8の表建築総室の部建築指導課の項12の(26)中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同項12の(27)中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項12の(28)中「第30条第3項」を「第35条第3項」に改め、同項12の(29)中「第31条第1項」を「第

36条第1項」に改め、同項12の③中「第31条第2項」や「第36条第2項」に、「第30条第2項」や「第35条第2項」に改め、同項12の④中「第31条第2項」や「第36条第2項」に、「第30条第3項」や「第35条第3項」に改め、同項12の⑤中「第32条」や「第37条」に改め、同項12の⑥中「第36条第2項」や「第41条第2項」に改め、同項12の⑦中「第38条第1項」や「第43条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第二の七の表の改正規定については、公布の日から施行する。

(行政経営課)

福島県訓令第四号

本 庁 機 関
出 先 機 関

労働委員会事務局

標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

令 標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年福島県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「本庁室長」を「本庁室長 復興推進本部担当課長」に、「相双保健所部長 主任専門看護技師」を「相双保健所部長 衛生研究所支所長 主任専門看護技師」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

(行政経営課)